

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催した。

| | | | |
|---------|--|--------|---|
| 審議会等名称 | 令和4年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会 | | |
| 開催日時 | 令和5年1月26日（木）14:00～16:00 | | |
| 開催場所 | 県庁新庁舎9階 議会第5会議室 | | |
| 出席者 | 樋田 大二郎 【部会長】 天野 潔 石塚 智久 岸 真介 佐藤 大輔 松田 良昭 | | |
| 次回開催予定日 | 令和5年8月頃 | | |
| 問い合わせ先 | 福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 大賀 新谷 富田 電話番号：045-210-3848 ファックス番号：045-210-8841 | | |
| 会議記録 | 発言記録 | 要約した理由 | — |
| 内 容 | <p>（事務局）</p> <p>それでは開始予定時間になりました。ただ今から、令和4年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を開催いたします。早速議事に移りたいと思います。以後の会議進行は、樋田部会長にお願いいたします。</p> <p>（樋田部会長）</p> <p>それでは開始予定時間になりました。ただ今から、令和4年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を開催いたします。早速、議事に移りたいと思います。本日は出席委員6名、児童福祉審議会規則で定める定足数を満たしております。皆様よろしくお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はありません。それでは、これより議事に入らせていただきます。本日の議題については、お手元の次第でございますように、協議事項として、「令和4年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」がございます。また、報告事項として、「有害興行の指定について」がございます。これから16時まで効率的に議事を進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。前回の部会でご報告いたしました、優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部</p> | | |

分については、非公開とさせていただきます。それでは、協議事項「令和4年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」に移りたいと思います。児童福祉審議会規則第8条におきまして、当部会は芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦に関する事項を分掌することとされております。この規定に基づき、本日は、優良図書を推薦したいと考えております。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。事務局からご説明いたします。お手元にごございます各資料のご説明の前に、お詫びがございます。委員の皆様には事前に本日の資料を郵送にて送付させていただいておりますが、資料の2「予備調査報告書」に訂正がございます。令和4年12月23日に社会保障審議会が開催されており、新たに19冊の図書が児童福祉文化財として推薦されております。その中に今回の推薦候補図書が2冊含まれておりましたので、後程詳しくご説明させていただきます。それでは、資料の説明に入らせていただきます。資料1は、「推薦候補図書一覧」です。資料2は、「予備調査報告書」です。資料3は、「神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領」です。以下、「事務取扱要領」とさせていただきます。資料4は、「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」です。参考資料の「令和4年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書通知(案)」です。それでは始めに、資料1「推薦候補図書一覧」をご覧ください。こちらには、今年度の推薦候補図書を資料2「予備調査報告書」に基づき、対象区分別にまとめました。なお、年齢区分については、明確な基準はなく、その都度、便宜上設けられているものであり、あくまでも目安になります。よほど対象とずれているものでなければ、著者や出版社が希望された年齢区分で分けています。次に、資料2「予備調査報告書」をご覧ください。こちらには、推薦候補図書40点について、資料3「事務取扱要領」第3「推薦の要件」と、第4「推薦の基準」に照らして、県立図書館司書による調査の報告書となります。予備調査報告書の内容ですが、例えば1作品目で見えますと、1項目から、図書名、報告書作成年月日、報告者と続き、次に要件該当性とあります。こちらでは、「事務取扱要領」第3に規定する「推薦の要件」に該当する可能性の有無を確認しています。「社会保障審議会の推薦図書以外の文化財であり、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財である可能性があるか」という具合に、国の推薦図書でない場合は、①にチェックが入り、国の推薦図書の場合は、②にチェックが入ります。さらに、②に該当し、「事務取扱要領」第3のただし書きにも該当する場合は、③にチェックが入り、「この部会において特例で推薦できる可能性が有る」ということとなります。冒頭でもお話をさせていただきましたが、今回の推薦図書には、社会保障審議会の推薦図書に該当する図書が2冊ございました。予備調査報告書19ページの「サバンナで野

生動物を守る」と39ページの「博物館の少女 怪異研究事始め」になります。先日送付させていただいた予備調査報告書では、要件該当性の①にチェックがされていましたが、本日、机前にお配りした報告書には、要点該当性の②にチェックが入っています。また、③の「事務取扱要領」第3ただし書きに該当する可能性については、2冊とも「無」となっています。社会保障審議会の推薦図書に関しましては、図書に付箋を貼ってあります。続きまして、基準該当性になります。こちらでは、「事務取扱要領」第4に規定する「推薦の基準」に該当する可能性の有無を確認しています。最後に、書評等になります。こちらには、図書のあらすじ、作者の経歴、県立図書館司書の書評、そして発行年と対象区分が記されています。なお、欄外にコメントが記載されているものにつきましては、県立図書館司書によるコメントです。以上が、予備調査報告書の内容となっています。続きまして、資料3「神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領」をご覧ください。こちらでは、個人や団体からの候補図書の受付から審査要件や審査基準等について記されており、当部会ではこれらに従い、優良図書の推薦の手続きを行っています。「事務取扱要領」第5の「申請」は、個人推薦に係る規定です。10月末申請締め切りまでに6冊の申請を受け付けました。「事務取扱要領」第6の「推薦候補文化財の情報提供依頼」は、団体推薦に係る規定です。取りまとめを行っております神奈川県新聞社からは、34冊の候補図書が報告されました。「事務取扱要領」第9の「図書に係る審査手続」は、県立図書館司書が調査する「予備調査」に係る規定となります。次に、「事務取扱要領」第12の「広報」につきましては、審議会で推薦優良図書の決定後、優良図書の表紙画像ポスターを作成し、県内の小・中・高等学校及び関係機関に配布するほか、優良図書の表紙画像と概要を盛り込んだリーフレットを青少年課のホームページに掲載し、広く県民への周知を図っております。以上が事務取扱要領の内容となっています。次に、資料4「優良図書推薦手続等に係る留意事項について」では、推薦手続きの概要と過去の審議における委員の方々の意見が記されています。こちらの資料は、前回の児童福祉審議会でも配付・説明をさせていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。続いて、委員の皆様には本日行っていただきます推薦候補図書の試読の方法について、ご説明させていただきます。本日もご出席の委員の皆様6名で振り分けをさせていただき、机前にご用意させていただきました。委員の皆様には、資料2「予備調査報告書」、資料3「事務取扱要領」第4の「推薦の基準」、資料4「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」の5「その他確認事項」をご確認いただきながら、推薦候補図書の試読をお願いしたいと思います。推薦候補図書は、1冊あたり少なくとも2名の委員の方に試読を行っていただきます。試読の時間配分についてですが、最初の20分間で委員の皆様には、机前に置いてあります推薦候補図書を試読していただきます。お時間になりましたら、お声掛けをい

たしますので、一旦試読をおやめ下さい。委員の皆様が読み終わった本は、事務局職員が次の委員の席までお運びいたします。続いて、事務局から受け取った推薦候補図書と同じく 20 分間で試読していただきます。こちらもお時間になりましたら、お声掛けをいたしますので、一旦試読をおやめ下さい。最後に、すべての推薦候補図書を委員の皆様から見て右手のテーブルに置きますので、残りのお時間で気になられた図書を試読していただきます。特に社会保障審議会の推薦図書に関しましては、原則は推薦の対象外となりますが、特例として推薦するか否かの視点でご確認いただきたいと思います。こちらは、時間内であれば何冊でも試読していただいて構いません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試読の前後には手指消毒をお願いいたします。また、「返却」と付箋が貼られている推薦候補図書 3 冊に関しては、出版社へ後日返却いたしますので、取扱いにはご注意くださいようよろしくお願いいたします。最後に、参考資料の「令和 4 年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書通知（案）」について、ご説明させていただきます。こちらは前回の会議で天野委員からお話がありましたが、各書店に推薦優良図書のポスターが送付される前に書籍を店頭で陳列しておきたいので、事前に発注書をいただけないかと要望をいただきました。本日の推薦優良図書の結果通知に発注書を添付し、来月 10 日に開催する図書関係業界協議会で配布いたします。図書関係業界協議会は、県内の書店・古書店・雑誌出版社・書籍出版社・コンビニエンスストアが加盟する各業界団体のほか、書籍の取次販売店など 7 つの構成団体で組織されています。以上で、事務局からの説明を終わります。

（樋田部会長）

はい、ありがとうございました。今説明があったことに対して、確認事項があればと思います。まず、最後の「令和 4 年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書一覧兼発注書（案）」が今は案だと思いますが、この辺の作り方、あるいは送付先について、天野委員、修正した方がよいところはございますか。

（天野委員）

書店は、必ず番線印というのがあります。その番線印を押すところを設けてもらいたいです。また、どの程度前に発注書を書店に出すか、その辺はわかりませんが。取次によっても発注を出して、どのくらいで本を納めてくれるのかというのは、私は定かではないですが。なるべくでしたら、ポスターが届いた時点で書店に本があればベストです。各お店各取次によって、入る日にちが若干異なります。確認していただければ、どの程度の時間をもって発注をすれば本屋に本が届くのかというのはわかります。

(樋田部会長)

事務局の方、お手数ですが、確認よろしく申し上げます。それで大元のところに戻りまして、今日の読み方については、これまで委員になった方にとっては、やり方が変わっているので戸惑うところもあるかと思いますが、かいつまんで説明していただくと、我々がここに座って読んでいる状況を見て、次々と本を持ってきていただく。昔は読み終わったらすぐに新しいのが来ましたが、今回は一定の時間を決めて一斉に新しいものに変わるという理解でよろしいですか。

(事務局)

まず、20分間で机の上に置かせていただいている本を試読していただきます。20分経ちましたら、その本をまとめて次の方に順繰り交代しますが、それは我々事務局が行います。委員の方は席にそのままお座りになってお待ちください。もう1回また20分間で、次のグループの本を見ていただきます。最後に、机が二つあるところに図書を全部置きますので、15分程度ですが事前に気になった本や、今回国の審議会で指定された本等の確認をしていただきたいと思います。

(樋田部会長)

了解しました。従前からこの作業をやったことがある人は、これまでとは今言ったような内容の部分で違いますので、よろしく願いいたします。

(松田委員)

1回目に6冊、2回目に6冊と、自分の担当というのが書いてありました。他のものに対しては、この15分間で確認するという認識ですか。

(事務局)

はい。

(松田委員)

わかりました。

(樋田部会長)

それでは大体20分間で読み終わるようなペースで読んでいただければと思います。それ以外の部分に関して、事務局からの説明で質問等ありますか。

(岸委員)

今回試読ということで、我々は判断や評価等することはありますか。

(樋田部会長)

事務局の方から回答していただけますか。

(事務局)

評価はしません。基本的には県立図書館で予備調査報告書ができております。まず、ご担当されるところを見ていただき、次に気になるところを読んでいただいて、基本的には何か問題がなければすべて推薦するという形となっております。先ほど申し上げましたとおり、国の社会保障審議会で推薦を受けているのが、今回2点ございます。原則、国で指定されている図書というのは、県の方では推薦はしません。特例として、ただし書きで神奈川県に關係するような内容であったり、神奈川県を舞台にしたような内容であれば、特別に指定することができるということですが、今回2冊とも県立図書館の予備調査報告書では、特に神奈川県と関連したような内容ではないといただいています。ただし、その辺の点も含めてのご確認をいただきたいと思います。

(樋田部会長)

正確には試読というよりも審査になります。それで、資料3にありましたように「推薦の要件」を満たしているかをここで審査することになります。資料3の3「推薦の要件」を満たしているかどうかについては、基準が4のところに書いてあります。問題があるかもしれないというものに関しては、皆様に読んでいただいた後、具体的にこういう点が問題がある、感じられる、ということを議論してきた経緯があります。

(天野委員)

発行年月日は一切関係なく、前に出たものが今回出るということもあり得ることですか。

(事務局)

発行年月日に関しましては、推薦候補図書の初版発行の時期は情報提供の依頼の時点を基準として、その前年の1月以降としていますので、そのあたりはクリアしている書籍となります。

(天野委員)

前に出た本もあり得ることですか。

(事務局)

それはありません。

(天野委員)

読む方は年齢がどんどん変わっていきますので、いい本はダブってもよいのかなと思いました。

(樋田部会長)

いい本は読み継がれていただきたいと思いますが、この審査の趣旨は、前年1月以降に出版されたものについて、推薦をするという趣旨になっております。

(天野委員)

わかりました。

(樋田部会長)

審査に入りたいと思います。質問等ありましたら途中でもしていただければと思います。それでは大体20分間で6冊のペースということで、よろしく願いいたします。

< 試読時間（1回目） >

(事務局)

お時間となりましたので、試読をおやめください。
ただ今から、20分間試読をお願いいたします。

< 試読時間(2回目)>

(事務局)

お時間となりましたので、試読をおやめください。
ただ今の時間から15時24分まで試読をお願いいたします。

< 試読時間（3回目） >

(事務局)

委員の皆様、閲覧ありがとうございました。ここからは協議に移ります。

【審議結果】

「令和4年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」は、神奈川県児童福祉審議会の要領に基づき調査審議が行われ、38冊の候補図書を優良図書として推薦することが決定された。

(樋田部会長)

推薦者にはこの後、委員長名で結果を通知していきたくと思いますので、ご承知おきください。皆様ありがとうございました。続きまして、報告事項「有害興行の指定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「有害興行の指定状況について」ご報告させていただきます。資料5をご覧ください。有害興行の指定は、青少年保護育成条例第9条に規定されているもので、映画演劇等の興行について、青少年の性的感情を著しく刺激するもの。青少年の粗暴性または残虐性を甚だしく誘発、助長するもの。青少年の犯罪、または自殺を甚だしく誘発、助長するもので、青少年の健全な育成を阻害する恐れがあるものを知事が指定するものでございます。有害興行として指定された作品につきましては、同条において青少年に観覧させてはならないことや、有害興行を行う施設の入口に青少年の観覧を禁止する旨を表示しなくてはならないことが定められており、その違反には罰則も設けられております。現状といたしましては、横浜市内にございます県内唯一の成人映画館で上映される作品を毎月確認して指定しております。これらの映画の指定に関しましては、同条第50条第1項の規定により、本審議会の意見を聞いた上で行うこととなっておりますが、映画という媒体の性質上、上映日と審議会の開催日程等を考慮し、同項のただし書きの規定、緊急を要する場合と認められたため、本審議会の意見を聞くことなく指定を行いました。このように、緊急の対応により指定したものについては、同条第3項の規定により、その旨を審議会に報告することとなっております。それでは、前回の審議会以降に有害指定しました映画について、ご報告をさせていただきます。資料5に記載の通り、昨年12月から今年の1月までに合計7作品を有害興行として指定しております。報告は以上でございます。

(樋田部会長)

はい、ありがとうございました。この報告事項について、ご質問等ございますか。

(各委員)

(特になし)

(樋田部会長)

それでは特に質問がございませんでしたので、この報告について了承されたものとさせていただきます。以上で予定した議事は終了しました。他に何かございましたらご発言をお願いします。幹事の方はいかがでしょうか。

(幹事)

ございません。

(樋田部会長)

それでは2時間、皆様には本当に長い時間ありがとうございました。最後に、次年度の日程ですが、事務局ではいつ頃を考えていますか。

(事務局)

はい。今回は8月頃開催予定です。近くなりましたら、担当者よりご連絡させていただきます。

(樋田部会長)

はい。それではこれで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたるご協議、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。